

広島県告示第四十九号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によつて、県営東町住宅、県営中之町住宅、県営倉之内住宅、県営七宝住宅、県営明神住宅、県営須波住宅、県営宗郷住宅、県営円一住宅及び県営皆実住宅並びに県営東町住宅駐車場、県営中之町住宅駐車場、県営倉之内住宅駐車場、県営七宝住宅駐車場、県営明神住宅駐車場、県営須波住宅駐車場、県営宗郷住宅駐車場、県営円一住宅駐車場及び県営皆実住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十五日

廣島県知事 湯崎英彦

構成員		堀田・誠和共同企業体 代表者 河本 政士	名稱及び 代表者氏名	指定を受けた者
構成員		尾道市新浜一丁目九番 三二号	主たる事務所の 所在地	
		尾道市新浜一丁目 九番二二号		指定年月日
		平成二二年一二月二五		
		平成二三年四月一日 平成一七年三月三一日		管理の期間